

門総人第204号
平成22年5月27日

門真市職員労働組合
執行委員長 西本 孝雄 様



門真市長 園部 一成



夏期一時金等について（回答）

1. 夏期一時金について
一般職については、期末手当として1.25ヵ月、勤勉手当として0.7ヵ月、合計1.95ヵ月分を6月30日に支給する。
再任用職員については、期末手当0.65ヵ月、勤勉手当0.35ヵ月、合計1.0ヵ月を6月30日に支給する。
2. 役職段階別加算制度について
職員給与に係る制度の問題であり、廃止することは困難である。
3. 査定昇給について
現時点では一方的に導入する考えはない。
4. 人事院勧告における「民間調査比較対象事業所規模」について
組合の主張の趣旨については、理解しており、機会があれば、「100人以上」への引き上げについて、関係機関に働きかけていきたい。
5. 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件について
先の3月議会において関係条例を制定し、現在、10月1日の条例施行に向け、規則制定等の作業を進めているところである。
今後、市町村職員健康保険組合の解散に伴う協会けんぽへの移行や一般職の地域手当の引き上げの状況を踏まえ、一般職の給料表に準じた給料等の決定や勤務実績に応じた給料等の改定をする制度の導入による賃金の引き上げ、労働基準法に基づく有給休暇の改善、人事院指針に基づく忌引き休暇の新設など任用条件等の詳細について、早急に労使で協議していきたい。
6. 職員採用について
今年度においても54名の定年退職があることや技術の継承、長時間労働の実態、大阪府からの権限委譲などを一定考慮する中、現在、専門職の必要数について把握に努めるなど、府下統一採用試験での職員採用に向けた検討を進めているところである。しかしながら、現時点では、具体の人数、職種については、

決定には至っていない。

7. 地域手当について

人事院規則において、本市における地域手当が15%であり、給与条例の改正を含め一定の改善を図ってきたところであるが、今後も改善に向け努力していきたい。

8. 給与削減について

これまでの間の2.5%から8%の給与削減により、財政上の一定の効果は得られたものと認識しており、今年度末で終了するという約束を果たすべく、引続き最大限の努力をしていきたい。

9. 現給保障について

現給保障の期間は、条例上は22年度末で終了するが、それに伴い給与が下がる職員が2割弱存在することは把握している。

現給保障については、地域手当と関連する課題であることから、年内に解決できるように努めたい。

10. 育児休業制度、看護休暇制度等について

次世代育成支援の観点から、できるだけ早い時期に育児・介護に関する法律の趣旨に則った改善を図ることとする。

子の看護休暇の充実及び短期介護休暇の新設に関する規則改正については、6月30日の改正法の施行日を視野に、また、その他育児休業条例等の改正については、9月議会での上程を視野に、労使協議を進めていきたい。

11. 超過勤務手当の割増基準について

労働基準法に基づき1ヶ月の超過勤務が「60時間を超えた場合」と規定したものであり、「45時間以上の場合」とすることが努力義務であることは理解しているが、見直しは困難である。

12. 夏期休暇について

一般職については、8日間とする。再任用職員については、週4日勤務は5日、週3日勤務は3日とする。

取得期間については、7、8、9月の3ヵ月とする。

13. その他

(1) 長時間労働について

職員の健康維持・増進の観点から長時間労働の改善の必要性は十分に認識しており、超過勤務の縮減に努めるべく、月100時間、月80時間、月45時間を超える超過勤務を行う職員が発生している職場などに対するヒアリングの実施や強制的な退庁を促す「ノー残業デー」の実施、職員安全衛生委員会との連携など長時間労働の改善に向けた方策について労使で協議を行いたい。

(2) 休息時間廃止に伴う課題について

10月1日からの廃止にあたり、職場での課題などについて整理の上、労使協議を重ね、スムーズに移行を図れるよう努めていきたい。

(3) 人材活用について

課長補佐級への昇任については、一定実施したところである。今ある人材のさらなる有効活用を目的とした現業職、保育士、幼稚園教諭における課長補佐級への昇任については、H23. 4. 1実施に向け、職制上の課題などを含め、引き続き検討していきたい。

(4) 中途採用者の前歴換算の見直しについて

これまでの交渉における残課題であることは認識しており、引き続き検討していきたい。

(5) 持ち家世帯主に係る住居手当の廃止について

昨年度からの継続課題である持ち家世帯主に係る住居手当の廃止については、手当の見直しによる経過措置が21年度末で終了したところであるが、引き続き解決しなければならない課題である。現在、給与削減を実施している状況にあるものの、継続して協議をお願いしたい。